

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：32630

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13636

研究課題名(和文) 詐欺罪と組織的詐欺罪の適用をめぐる考察 振り込め詐欺と悪徳商法に注目して

研究課題名(英文) Considerations on the Application of Fraud and Organized Fraud

研究代表者

足立 友子 (Adachi, Tomoko)

成城大学・法学部・准教授

研究者番号：70452555

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：複数人によって遂行される詐欺に関しては、詐欺罪とその共犯としての処罰の他に、組織的犯罪処罰法における組織的詐欺罪としての加重処罰規定がある。そこで、いかなる判断と構成によって組織的詐欺罪の適用が認められたかを分析した。近時の特殊詐欺は、単独犯ではなく複数人が役割分担した事実上の犯罪集団によることが多いが、集団内の関与者に組織的詐欺罪の成立が認められた判例・裁判例はほとんどなかった。組織的詐欺罪の成立が認められた事案のほとんどは、従来の悪徳商法の事案に類似した、企業活動を装い会社組織の存在を利用した組織的な詐欺事犯であった。このような棲み分けが今後も維持されるか、引き続き注目していきたい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

振り込め詐欺や悪徳商法に代表される「特殊詐欺」が社会問題と化して久しいが、その発生件数は増加する一方である。さらに、特殊詐欺の類型は、集団によって計画的かつ組織的に実行されることが多いとの傾向が明らかになっていることから、実行行為を遂行した者だけでなくその背後で犯罪を計画し指示した組織までも含めた事案の解明が求められ、組織的な犯罪の一類型としての対処がなされるようになってきている。そこで、これらの事案において、加重処罰規定である組織的詐欺罪の適用が可能であるか、また適切であるかについて、規定の成り立ちや判例・裁判例の状況を踏まえ、比較法の観点も取り入れながら検討して、今後の方向性を示した。

研究成果の概要(英文)：In addition to fraud and its punishment as an accomplice, there is an aggravated penalty for organized fraud under the Organized Crime Punishment Law. This report analyzes how the application of the crime of organized fraud has been determined and structured. Although recent "special frauds" are often committed not by a single criminal but by a de facto criminal group in which multiple persons play different roles, there have been few precedents or court decisions in which the persons involved in the group were found guilty of organized fraud. Most of the cases in which the crime of organized fraud was found to have been committed were the cases like conventional vice business, in which a corporate organization was taken advantage of under the guise of corporate activities. I will continue to pay attention to the distinction, whether it will be maintained in the future.

研究分野：刑法

キーワード：詐欺罪 財産犯 組織的詐欺

## 1. 研究開始当初の背景

振り込め詐欺や悪徳商法に代表される「特殊詐欺」が社会問題と化して久しいが、その発生件数は増加する一方であった。さらに、特殊詐欺の類型は、集団によって計画的かつ組織的に実行されることが多いとの傾向が明らかになっていることから、実行行為を遂行した者だけでなくその背後で犯罪を計画し指示した組織までも含めた事案の解明が求められ、組織的な犯罪の一類型としての対処がなされるようになってきている。

特殊詐欺の多くの場合が、複数人によるいわば組織的な犯行である、と言われるようになってきた一方で、複数人が関与した場合の処罰自体は刑法総論における共犯理論でも可能であり、詐欺罪の共犯と組織的詐欺罪とは適用範囲が重なり合うものと同じではない。そこで、共犯としての処罰に留まらず組織的詐欺罪による加重処罰を基礎づける要件はいかなるものであるかを明らかにする必要に気づき、研究を開始した。

## 2. 研究の目的

詐欺罪が組織によって行われた場合には、組織的詐欺罪の規定(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項13号)が適用される可能性がある。この規定によれば、複数人で詐欺罪の実行を分担した場合、刑法の詐欺罪(246条)の共犯よりも加重して処罰される。このことから、単なる詐欺罪の共犯なのか、それともその組織性ゆえに加重処罰が適切な場合なのかを、いかなる基準によって判断するかが重要になる。そこで、詐欺罪規定の処罰範囲や、組織的に実行された場合に加重処罰がなされる理由について、外国の立法例も参考にしながら検討し、また実際の適用例について分析を加えることを通して、これらの規定の適切な射程を理論的な観点から明らかにすることを目標とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、大きく分けて3つの柱から構成される。すなわち、組織的詐欺罪が適用された事案の検討と理論的分析、組織的詐欺罪と共犯理論・悪徳商法関連の特別法上の罰則との関係の分析、ドイツにおける詐欺罪の議論ならびに組織犯罪対策の現状の分析、及び日本法との比較によって得られた示唆に基づいた、日本の詐欺罪規定並びに組織的詐欺罪の処罰についての今後のあるべき方向性の考察、である。

について、組織的詐欺罪が適用される事案は、概してその全容が複雑な場合が多いことから、具体的な事案において、いかなる判断と構成によって組織的詐欺罪の適用が認められたかにつき、事実関係を確認するレベルから詳細に分析し、その特徴を探った。また、組織的詐欺罪についての判例評釈や先行研究を踏まえた上で、それらの検討を通して、新しい問題を明快に説明し解決するための示唆を得た。さらには、組織的詐欺罪の規定を含む、組織犯罪対策三法の立法経緯をたどることで、この規定に求められた立法者の意図を明らかにすることも試みた。

について、組織的詐欺罪は、刑法典上の詐欺罪が成立することがまず前提となり、その上で加重処罰をするか否かが検討される、との構成をとる一方で、「団体」「組織」により行われることを成立要件としていることから、複数人が一つの犯罪に関与する構成になる。そこで、詐欺罪が組織的詐欺として実行された場合に加重処罰される根拠はどこに求められるか、また加重処罰の効果が及ぶ範囲と詐欺罪の共犯が成立する範囲とにいかなる相違があるか、について、それぞれ明らかにすることを試みた。また、犯罪を行なった「団体」「組織」の内部に、犯罪計画の全容までは把握していない者、あるいはおよそ犯罪計画を知らなかった者が含まれている場合に「犯罪組織」性を認定するための要件についても検討した。さらに、悪徳商法についても、犯罪者集団によって遂行される詐欺的行為であるという意味において、組織的詐欺罪の規定の適用対象となりうる事例は少なくないと考えられることから、かつての(組織的詐欺罪の規定制定前の)悪徳商法の事案について事実関係を精査し、もし現在であれば組織的詐欺罪が適用される事案であったかを考えることで、組織的詐欺罪の規定と悪徳商法関連の特別法上の罰則との棲み分けについて考察した。

について、ドイツ刑法上の詐欺罪規定は、近年の経済状況を背景とした度重なる法改正によって複雑なものとなっており、ドイツ刑法263条に詐欺罪の基本構成要件の条文、その後特別な詐欺罪規定、具体的には、コンピューター詐欺、補助金詐欺、投資詐欺、保険の濫用、給付の不正入手、信用取引詐欺の規定がそれぞれ新設されている。そして、例えば補助金詐欺(264条)の規定は、錯誤が生じたか、あるいは補助金の交付決定・交付が行われたかとは関わりなく、補助金手続において欺罔行為がなされたことによって既遂として処罰される、抽象的危険犯として構成されている。日本において詐欺罪規定を適用するにあたり、金銭的損失について重視しな

い形式的損害説の立場を徹底するならば詐欺罪の成立時期は早期化することになるため、その是非について考察するにあたって、ドイツにおけるこれらの規定及びそれらをめぐる議論を参考とした。また、組織犯罪対策全般については、ドイツにおいても盛んに議論が行なわれている一方で、詐欺罪については組織犯罪としての問題関心を集めていないなど、組織犯罪の概念の受け止め方や詐欺罪の現象面そのものに若干の差異があることも見受けられた。そこで、その内容や理由について、日独の組織犯罪対策の概要を比較し、このことを通して日本の組織的詐欺罪の規定の役割・位置づけを明らかにすることを目指した。

#### 4. 研究成果

日本における特殊詐欺の類型は、現在では、犯罪組織を構成したうえで実行されることが多くなった。そのため、個々の事案の被害額のみならず、同一の犯罪組織体によって行われた一連の詐欺行為による被害全体の総額はかなり大きなものとなっている。また、悪徳商法の類型でも、その組織力により多大な被害をもたらした事案は多数にのぼる。これらのことから、詐欺罪に関しては、刑法典上の規定である詐欺罪とその共犯としての処罰の他に、組織的に実行された詐欺罪を組織犯罪の一類型として扱い、特別法である組織犯罪処罰・犯罪収益規制法において組織的詐欺罪として加重処罰することの意義が大いにあると考えられる。そこで、具体的な適用事案につき、いかなる判断と構成によって組織的詐欺罪の適用が認められたかを、事実関係を確認するレベルから詳細に分析し、その特徴を探った。研究成果の一つとして挙げた、論究ジュリスト掲載の論稿は、その分析の一部である。また、組織的詐欺罪についての判例評釈や先行研究を踏まえた検討を通して、新しい問題を明快に説明し解決するための示唆を得た。

研究の最終年度を迎え、研究全体を取りまとめるに当たり、この問題をめぐる状況が研究開始時とは大きく変わったことは極めて印象的であった。特殊詐欺についての判例・裁判例が蓄積され、詐欺罪の実行の着手時期や、一連の詐欺罪を分担した関与者の共犯処罰の理論構成について検討する論文も数多く発表された。本研究を平成 29 年度に開始した時点では、特殊詐欺事案の件数は多いものの、判例・裁判例はまだ少なかったが、研究遂行中に、特殊詐欺についての判例・裁判例が次々と出され蓄積されてきた。とりわけ、特殊詐欺事案に関して、平成 29 年と 30 年にそれぞれ最高裁による決定と判決が出された(最決平成 29 年 12 月 11 日刑集 71 巻 10 号 535 頁、最判平成 30 年 3 月 22 日刑集 72 巻 1 号 82 頁)ことから、詐欺罪の解釈論における議論が活発化し、研究を進める上で参考になった。これらの事案自体は組織的詐欺罪の成否を問題とするものではないが、詐欺罪がいかなる形態によって、どのような分業のしかたで実行されるかを示すものであり、どの程度の「組織化」が組織的詐欺罪の適用のために求められるかを考えるための手がかりともなった。

判例・裁判例の検討の中で気付いたのは、近時の特殊詐欺は単独犯によってではなく複数人の役割分担に基づく事実上の犯罪グループによって遂行されることがほとんどであるにも関わらず、グループ内の関与者の処罰は基本的に刑法典における共犯理論を用いることで完結しており、組織的犯罪処罰法における組織的詐欺罪の成立が認められた判例・裁判例はなかなかないという点であった。他方で、平成 11 年に同法が制定されて以降、組織的詐欺罪の成立が認められた事案のほとんどは、正常な企業活動であるかのように装った会社組織の存在を利用した、従来の悪徳商法の事案における「詐欺会社」による組織的詐欺事犯であったといえる。このような棲み分けは、組織的詐欺罪の解釈論において問題となる「組織」「団体」「団体の活動」といった文言の語義の理解が反映されたものと考えられよう。

しかし、現状における実際の適用例から推定されるこのような棲み分けが今後も維持されるかは検討の余地がある。昨今の特殊詐欺事案では、複数人が関与する事例群において一層の「組織化」がみられ、指示役と実行犯の立場や役割分担が明確に分化している傾向がうかがえる。リーダー格の行為者は犯行の企画と実行行為者への指示を複数件繰り返して行っており、その構造上、指示役と実行犯の立場がおよそ入れ替わりえない犯罪集団「組織」である。これは、前述の悪徳商法事案のように、一つの犯罪集団が多数の被害者を生じさせる構図と共通する側面を有している。組織的詐欺罪の法定刑は刑法典の詐欺罪(246条)より重く、単なる共犯の特別規定ではなくて組織によることを根拠とする加重処罰規定であることから、この「組織性」を理由とした加重処罰が認められる要件はいかなるものかを、引き続き今後も検討していきたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 足立 友子	4. 巻 令和4年度
2. 論文標題 ユーチューバーが動画撮影のためスーパーマーケットで商品を代金精算前に食べる行為と窃盗罪における不法領得の意思（名古屋高裁令和3年12月14日判決）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 重要判例解説	6. 最初と最後の頁 135-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 足立 友子	4. 巻 No.251
2. 論文標題 詐欺罪と財産上の損害(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法判例百選 各論〔第8版〕	6. 最初と最後の頁 98-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 足立 友子	4. 巻 453号
2. 論文標題 不動産の二重譲渡・二重抵当	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 36-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 足立 友子	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 詐欺罪の保護法益と欺罔概念の再構成	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 203-219
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 足立 友子	4. 巻 20号
2. 論文標題 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項9号にいう「詐欺罪に当たる行為を実行するための組織」に当たるとされた事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 204-209
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 佐伯仁志ほか〔編〕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 312
3. 書名 刑事法の理論と実務	

1. 著者名 成瀬幸典=安田拓人〔編〕	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 470
3. 書名 判例ブラクティス刑法 総論	

1. 著者名 足立 友子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 232
3. 書名 詐欺罪の保護法益論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------